

林業への円滑な就業を支援します！！

○林業就業促進資金

住居の移転、作業用具の購入等、就業の準備に必要な資金を無利子で貸し付けます。

【制度を利用できる方】

- ・新たに林業に就業しようとする方（新規就業者）本人
- ・新規就業者を雇い入れる雇用管理等改善措置計画の認定事業主

【対象経費】

- ・借主が新規就業者本人
住居の移転、作業用具の購入等、就業の準備に必要な資金
- ・借主が認定事業主の場合
就業の準備に必要な資金として、新規就業者本人に支給するために必要な資金

【借り入れ可能額】

住居の移転の有無・範囲により、30万円から150万円

【返済の期間】

6年～10年以内

※据え置き期間を4年以内で設定できます。



○林業就業促進資金償還免除事業

就業後4年以上継続して林業に就業し、将来とも林業に就業することが見込まれる場合に、借入金の一部の返済が免除されます。免除される額は、就業時の住居の移転の区分により異なります。

【免除の対象となる方】

次のすべてにあてはまる方

- ・就業後4年以上継続して林業に就業し、将来とも林業に就業することが見込まれる方
- ・就業のために住居の移転をした方（同一市町村内の移転を除く）

※免除を受けるには、借り入れしたご本人からの申請が必要です。

※借主が認定事業主の場合は、償還免除措置はありません。

お問い合わせ・申込み先

一般社団法人北海道造林協会

北海道森林整備担い手支援センター

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 西鉄・林業会館ビル4F

TEL：011-200-1381 / FAX：011-200-1382

<https://www.shiencenter.or.jp/>